

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	府税の賦課徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、府税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	府税賦課徴収事務
②事務の概要	地方税法及び京都府府税条例等に基づき、府税の賦課決定から納税に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等、住民基本台帳ネットワークシステム及び国税連携システム等から入手し、税務支援システムで管理する。 税務支援システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途同システムで納税者一人一人に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能及び収納管理機能等と連携して活用する。 ■一般的な事務の流れ ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。 ②受領した申告内容のうち、税務支援システムへ宛名情報等必要事項を入力する。 ③申告書等の内容を調査する。 ④納税義務者に納税通知書及び納付書を送付する。 ⑤納税義務者が金融機関等で納付する。 ⑥金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑦納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑧収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑨督促した納税義務者の案件を、京都地方税機構へ滞納情報の引継ぎを行う。 ■特定個人情報を管理する府税の種類(参考) 個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税種別割及び環境性能割
③システムの名称	税務支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、2項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条8号 別表24の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府総務部税務課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 075-414-4433
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都府総務部税務課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 075-414-4433
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

⑤. 規則第⑨条第②項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、2項 別表第一第16項、第99項	番号利用法第9条第1項、2項 別表24の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修正)
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号利用法第19条7号 別表第二第28項	番号利用法第19条8号 別表24の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修正)
	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	<新規項目>	[]適用した。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書様式の改定に伴い記載)
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため (評価の再実施にあたっての修正)
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため (評価の再実施にあたっての修正)
	IV リスク評価 8. 人手を介在させる作業	<新規項目>	十分である 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書様式の改定に伴い記載)